

○鳥取県警察の地域警察運営に関する訓令

平成元年 7 月 25 日

本部訓令第16号

鳥取県警察の外勤警察運営に関する訓令を次のように定める。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 勤務制等（第 5 条—第 7 条）
- 第 3 章 運用計画等（第 8 条—第 21 条）
- 第 4 章 地域警察活動
  - 第 1 節 交番等の活動基準等（第 22 条—第 28 条）
  - 第 2 節 交番等の活動要領（第 29 条—第 39 条）
  - 第 3 節 交番等以外の地域警察活動（第 40 条・第 41 条）
- 第 5 章 幹部の職務（第 42 条—第 46 条）
- 第 6 章 施設等の表示（第 47 条・第 48 条）
- 第 7 章 補則（第 49 条—第 52 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）に基づき、鳥取県警察における地域警察の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第 2 条 地域警察は、地域の実態を掌握して、その実態に即し、住民の意見及び要望にこたえた活動を行うとともに、市民の日常生活の場において常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行い、もって市民の日常生活の安全と平穏を確保することを任務とする。

2 前項の任務を遂行するに当たり、地域警察官は、地域を担当する自覚と責任をもって市民に対する積極的な奉仕を行い、市民との良好な関係を保持するとともに、管内の実態を的確に掌握するよう努めなければならない。

（用語の意義）

第 3 条 この訓令における用語の意義は、規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところ

ろによる。

(1) 地域警察官

第2条第1項に定める地域警察の任務を遂行するため本条第4号に定める活動単位において活動する警察官及び警察本部又は警察署において地域警察に関する事務に従事する警察官をいう。

(2) 地域警察幹部

地域警察官のうち、巡査部長以上の階級にある者をいう。

(3) 地域警察活動

地域警察官が地域警察の任務を遂行するために行う活動をいう。

(4) 活動単位

地域警察官が地域警察活動を行うため配置される交番、駐在所（以下「交番等」という。）、自動車警ら班（幹部派出所の地域警察官を含む。）、警備派出所及び移動交番車をいう。

(5) 地域警察勤務

規則第5条に定める通常基本勤務及び特別勤務をいう。

(6) 転用勤務

地域警察官を看守、護送等地域警察勤務以外の勤務に従事させることをいう。

(7) 指定勤務

地域警察官が月間運用計画等により、あらかじめ指定された勤務をいう。

(8) 所管区

交番等の活動範囲として「交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則」（昭和38年10月鳥取県公安委員会規則第5号。以下「設置に関する規則」という。）別表により定められた受持区域をいう。

(9) 受持区

交番等の地域警察官が巡回連絡を担当する地域として、警察署長（以下「署長」という。）が指定した区域をいう。

(10) 警備区

警備派出所の活動範囲として、設置に関する規則に定められた警備区域をいう。

（運用の基本）

第4条 警察本部の生活安全部長、生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）及び生活安全部通信指令課長は、第3条第1項第4号に定める活動単位と通信指令課、警察署

指令室及び鉄道警察隊並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を有機的に連携させ、それぞれの機能を最高に発揮できるよう地域警察の総合的かつ効率的な運用を図らなければならない。

- 2 署長は、事件又は事故等の発生状況、地域の特性、住民の意見及び要望等を考慮し、地域警察の計画的、重点的かつ効果的な運用を図らなければならない。

## 第2章 勤務制等

### (勤務制)

第5条 地域警察の活動単位における勤務制は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 交番 交替制又は日勤制
- (2) 駐在所 駐在制又は日勤制
- (3) 自動車警ら班 交替制又は日勤制
- (4) 警備派出所 交替制又は日勤制
- (5) 移動交番車 日勤制

### (勤務時間等)

第6条 第5条の勤務制に基づく地域警察官の勤務時間及び週休日の指定等は、警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（平成6年12月鳥取県警察本部訓令第31号）第2条第1項別表に規定するところによるものとする。

### (勤務管理の適正)

第7条 生活安全部長及び地域課長（以下「部長等」という。）並びに署長は、週休日又は勤務時間外に勤務を命ずる必要のあるときは、努めて勤務日又は勤務時間の変更等の措置をとり、地域警察官の勤務及び健康管理の適正を期するものとする。

## 第3章 運用計画等

### (適正配置)

第8条 署長は、所管区等の昼夜の人口動態、世帯数（事業所を含む。）、面積、行政区域及び事件又は事故等の発生状況等の治安情勢並びに駐在所の居住環境等の現状について常に検討を加え、交番等の適正配置に努めなければならない。

- 2 前項の場合、所管区等の変更並びに交番等の新設、統合、移転、勤務制及び人員配置等に変更の必要が生じたときは、理由を付して警察本部長（以下「本部長」という。）に上申しなければならない。

### (基本計画)

第9条 署長は、地域警察の計画的、重点的かつ効果的な運用を図るため、第8条の検討結

果及び住民の意見、要望等地域実態を考慮し、次に掲げる事項を内容とする基本計画を定めるものとする。

- (1) 活動単位及び警察署で勤務する地域警察官ごとの配置人員
- (2) ブロックの編成
- (3) 警ら要点及び立寄所の指定
- (4) 受持区の指定
- (5) その他運用上の基本的事項

(地域警察官の勤務基準)

第10条 地域警察官の勤務時間の基準は、勤務準則（別表第1。以下「勤務準則」という。）のとおりとする。

2 署長は、交番等の勤務基準を、勤務準則及び別に定める勤務基準例（以下「勤務基準例」という。）に基づき、次の各号に留意してブロック又は所管区ごとに策定するものとする。

- (1) 季節、曜日及び時間帯による管内の人口動態並びに事件又は事故の発生状況等の実態を勘案し、その実態に即した地域警察活動が効率的に行われるように配置すること。
- (2) 来訪者が多いと予想される時間帯には、立番、見張り又は在所の勤務時間を確保すること。
- (3) 巡回連絡を実施するための勤務時間の確保に努めること。
- (4) 地域における警戒力、特に夜間の警戒力に間隙が生ずることのないように配慮すること。
- (5) 地域警察官の意見を適切に反映させ、地域の実態に即したものとなるように努めること。
- (6) 地域の実態の変化に対応するため、定期的に検討、見直しを行うこと。
- (7) 交番相談員の効果的な運用を図り、地域の実態に即した勤務基準となるよう努めること。

3 署長は、自動車警ら班の勤務基準を勤務基準例に基づき、活動区域の実態を勘案して策定するものとする。

4 署長は、特に必要と認めるときは、本部長の承認を得て、交番等及び自動車警ら班の勤務基準を個別に策定するものとする。

(運営上の留意事項)

第11条 署長は、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資器材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めなければならない。

2 署長は、地域の人口、世帯数、面積及び地理、住民の意見及び要望、交通の状況、事件又は事故の発生状況等の治安情勢その他の管内の実態を踏まえ、地域警察の運用に係る次の事項を定めるものとする。

(1) 月間運用計画

(2) その他地域警察活動に関する必要な事項

3 署長は、地域警察活動の効率的運用を図るため、第15条に定める交番所長、第28条に定めるブロック長及びブロックの地域警察官等による会議を開催し、地域警察活動の反省、検討及び意見交換等を行うものとする。

(月間運用計画)

第12条 署長は、地域警察を計画的に運用するため、次に掲げる事項を内容とする地域警察の月間運用計画を定めなければならない。

(1) 月間の活動重点

(2) 月間の主な行事計画

(3) その他月間の活動に必要な事項

2 署長は、地域警察官に対して、活動重点、週休日、勤務区分、指定勤務及び主要行事等を指示しなければならない。

(就勤時の点検、指示等)

第13条 署長は、自ら又は地域警察幹部に命じて、当日勤務する地域警察官に対し、点検、訓示、教養及び活動重点等地域警察活動に必要な指示、手配を行うものとする。

2 前項において必要があるときは、地域警察幹部以外の幹部に、その所掌する事項について教養及び指示、手配を行うように命ずるものとする。

3 駐在所の地域警察官が就勤する場合の報告要領は、署長が定めるものとする。

(勤務交替)

第14条 署長は、地域警察官の勤務交替を速やかに行わせなければならない。

2 勤務交替に当たっては、必要事項を迅速かつ確実に引き継ぐものとする。

(交番所長の配置)

第15条 署長は、交番に、必要に応じて地域警察幹部の交番所長を配置するものとする。

なお、交番所長には、日勤制の者を配置することができる。

2 署長は、交番所長には、受持区を持たせないことができる。

3 署長は、地域警察幹部を配置しない交番については、巡査長又は巡査の中から交番連絡責任者を指名するものとする。

(班長の指定)

第16条 署長は、当日2人以上の地域警察官が勤務する交番(集中による拠点交番を含む。)にあつては、当該地域警察官の中から班長を指定するものとする。

2 班長には、地域警察幹部を指名するものとする。

3 この場合、地域警察幹部がないときは、巡査長又は巡査の中から班長を指名するものとする。

(転用勤務の制限と承認)

第17条 署長は、地域警察の総合的かつ効率的な運用を図るため真にやむを得ない場合以外は、地域警察官に転用勤務をさせてはならない。

2 署長は、地域警察官を10日以上継続して転用勤務させる場合は、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

(欠員配置の承認)

第18条 署長は、受持区の地域警察官を欠員にしようとするときは、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

(休止所管区、受持区の補完)

第19条 署長は、交番等の地域警察官が病気その他の理由により所管区及び受持区における活動ができないときは、第28条に定めるブロックの地域警察官により補完させるものとする。

(過早異動の抑制)

第20条 署長は、交番等の地域警察官を異動させる場合には、過早異動の抑制に努めなければならない。

(移動交番車及び臨時交番の運用)

第21条 署長は、交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、移動交番車又は臨時交番により当該地域をその所管区に含む交番等の活動を補うものとする。この場合において、署長は、臨時交番を設置しようとするときは、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

2 移動交番車の運用については別に定め、臨時交番の運用についてはこの訓令の規定を準用するものとする。

#### 第4章 地域警察活動

##### 第1節 交番等の活動基準等

(事件等の処理範囲)

第22条 地域警察官は、事件又は事故等の発生を認知したときは、迅速な立ち上がりを行い、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行うものとする。

2 前項に定める事件等の処理範囲の基準は、別表第2に定めるところによる。

(交番等の月間活動計画)

第23条 交番等の地域警察官は、第12条第2項の指示に基き、管内の実態に即した月間活動計画を策定し、署長の承認を受けるものとする。

(勤務変更)

第24条 署長は、管内情勢等から必要と認めるときは、地域警察勤務の種別、勤務方法、勤務時間の割り振り等の変更（以下「勤務変更」という。）を弾力的に行うものとする。

2 交番等の地域警察官は、勤務基準による勤務を通じては効果的な地域警察活動ができないと認めるときは、その旨を警察署において勤務する地域警察幹部（以下「署地域警察幹部」という。）、警察署当直幹部（以下「署地域警察幹部等」という。）に申し出て、勤務変更することができる。

この場合、当該署地域警察幹部等は、署情を勘案のうえ適切な指示を行わなければならない。

3 交番等の地域警察官は、勤務基準による勤務を通じては処理することができない事件又は事故等が発生した場合その他の緊急を要する場合において、前項の指示を受けるいとまがないときは、自ら勤務変更を行うことができる。この場合において、事後直ちにその旨を署地域警察幹部等に報告しなければならない。

(警ら要点及び立寄所)

第25条 署長は、所管区における犯罪の予防検挙、交通の指導取締り及び警戒警備等の対象となる主要な地点、地域等を警ら要点として定めるものとする。

2 前項の場合、所管区内の警ら要点に立寄所を設けることができる。

(集中運用)

第26条 署長は、夜間その他必要により2以上の交番等の地域警察官を集中運用する場合には、次の事項を明らかにしておかななければならない。

(1) 集中運用する交番等の名称

(2) 拠点となる交番等

(3) 運用の方法

(連携活動)

第27条 署長は、隣接する交番等について、相互の連携活動の方法、緊急時の共助体制等

をあらかじめ定めるものとする。

(ブロック運用)

第28条 署長は、交番等の位置、配置人員、管内の実態を勘案して、必要により2以上の所管区を統合し、統合した所管区(以下「ブロック」という。)の地域警察官を統合的に運用することができる。

2 前項により編成したブロックには、拠点となるべき交番等を指定するとともに、当該ブロックにおける活動を統括する責任者(以下「ブロック長」という。)及びブロック長を補助する副ブロック長を指名するものとする。

3 ブロック運用の要領は、別に定めるものとする。

#### 第2節 交番等の活動要領

(地域警察活動の基本)

第29条 交番等の地域警察官は、第30条から第34条に定める通常基本勤務及び第38条に定める触れ合い活動等を通じて、担当する受持区について、地形、地物、交通、風俗、民情、住民の居住実態、困りごと、意見、要望、事件又は事故等の発生状況等管内の実態を的確に掌握し、地域警察の任務を遂行する責任を負うものとする。

2 交番等の地域警察官は、当該所管区及びブロックについて共同して地域警察の任務を遂行する責任を負うものとする。

(立番)

第30条 立番は、原則として交番の前又はその付近の交通要点等適当な場所に位置し、立って警戒するものとする。

2 立番に当たっては、常に警戒心を保持し、異常又は不審と認められる事象の発見に努めるなど積極的な職務の執行に当たるものとする。

3 諸願届、来訪者等があったときは、これの適切な受理又は応接に当たるものとする。

(見張り)

第31条 見張りは、交番内の適当な場所に位置し、椅子に腰掛けて常に所外に対する警戒心を保持するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

(在所)

第32条 在所は、交番等の施設内において諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成・整理、資器材及び施設の点検整備を行い、あわせて所外に対する警戒に当たるものとする。

(警ら)

第33条 警らは、所管区又はブロックを巡行し、管内の実態掌握を行うとともに、犯罪の

予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、市民に対する保護、助言及び指導等に当たるものとする。

- 2 警らに際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、異常又は不審と認められる事象の発見に努め、不審者等に対しては積極的に職務質問を行うなど、真相の究明に努めるものとする。
- 3 夜間又は危険が予想される場合の警らに当たっては、不時の攻撃に備えて、常に警棒を手にするなど受傷事故防止に配慮しなければならない。
- 4 警ら等所外活動のため発所又は帰所したときは、その都度署地域警察幹部等に報告するものとする。
- 5 警ら等に当たっては、別に定める連絡カードを効果的に活用するものとする。

(巡回連絡)

第34条 巡回連絡は、受持区内の各家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項の指導連絡及び住民の困りごと、意見、要望等の聴取に当たるなどにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

- 2 署長は、管内の実態を考慮して、地域、対象等に応じ、巡回連絡の年間実施回数を定めるものとする。ただし、交番等の地域警察官が新たに受持区に着任したときは、できる限り早期に全世帯を実施させるものとする。
- 3 署長は、受持区の実態、特異な事件又は事故等の発生その他の理由により、長期にわたり巡回連絡が実施できなかったときは、巡回連絡強化期間を指定するなど、早期に管内の実態掌握をさせるものとする。
- 4 署長は、巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、地域警察部門と地域警察以外の部門を協力、連携させるものとする。
- 5 巡回連絡の実施要領は、別に定めるものとする。

(休憩)

第35条 休憩は、交番等の定められた場所において行うものとする。

- 2 休憩中であっても諸願届、来訪者等があった場合は、速やかに対応し、適切な応接等に努めるものとする。

(不在時の措置)

第36条 交番等を不在にするときは、通報装置の利用方法等、緊急の場合の連絡要領を記載した表示板を所内の見やすい所に掲示し、住民の利便を図らなければならない。

(氏名を知らせる施策)

第37条 交番等の地域警察官は、市民との親近感及び信頼感を醸成し、市民が各種被害の届出や要望、意見を寄せ又は相談等をしやすい環境をつくるため、交番等へのネームプレート<sup>1</sup>の掲示、地域警察活動を通じてのCR名刺の交付など氏名を住民に知らせる施策を行うものとする。

(触れ合い活動)

第38条 交番等の地域警察官は、地域住民に溶け込み、住民と警察との結び付きを深め、住民の意見、要望を汲み取るなど効果的な地域警察活動を行うため、次の各号に掲げる触れ合い活動に努めるものとする。

- (1) 各種会合、行事等への参加
- (2) スポーツ指導等
- (3) 一所管区（一受特区）一事案解決運動
- (4) ミニ広報紙の発行

(地域情報の収集、管理等)

第39条 地域警察官は、地域警察活動を通じ警察活動上必要な情報（以下「地域情報」という。）の収集に努め、収集した情報は署長に報告するものとする。

- 2 署長は、地域情報の適正な管理を行わなければならない。
- 3 署長は、前項の地域情報及び地域警察以外の部門が収集した情報の中で、住民に提供することが適当と認められる情報（以下「地域安全情報」という。）を、地域警察官に活用させるものとする。
- 4 地域警察官は、巡回連絡、警ら、ミニ広報紙、各種会合等を利用し、住民に対し積極的な地域安全情報の提供に努めるものとする。

### 第3節 交番等以外の地域警察活動

(警備派出所)

第40条 警備派出所は、2人以上の地域警察官の運用により、所内において、警戒警備、立番、見張り及び在所の各方法により警戒し又は警備区において警らを行うものとする。

- 2 警備派出所の活動要領の細部については、署長が定めるものとする。

(自動車警ら班)

第41条 自動車警ら班は、事件又は事故の発生に即応しつつ、警察署の管轄区域の治安情勢及び交番等の活動状況に応じた機動力を活用した活動を行うものとする。

- 2 自動車警ら班の活動要領は、地域の実情を勘案し、署長が別に定めるものとする。

## 第5章 幹部の職務

### (本部部課長の職務)

第42条 部長等は、地域警察に関する企画、調整・指導教養、指揮監督（以下「指導監督」という。）及び地域警察官の処遇等について本部長を補佐し、地域警察全般の総合的かつ効率的な運用を図るものとする。

2 地域警察以外の事務を所掌する警察本部の所属長は、その所掌する事務に関する地域警察官の指導教養について本部長を補佐するものとする。

3 前項の所属長は、地域警察官の活動に影響を及ぼすような企画をする場合は、あらかじめ部長等に合議しなければならない。

### (警察署の地域警察幹部の職務)

第43条 警察署の地域警察幹部は、署長を補佐し、自ら率先して地域警察活動に当たるほか、それぞれの任務に応じ、おおむね次の職務を行うものとする。

#### (1) 署地域警察幹部

- ア 地域警察に関する企画、立案
- イ 地域警察官の全般的な指導監督
- ウ 地域警察官の勤務及び活動の評価（以下「活動評価」という。）
- エ 勤務変更の承認
- オ 事件又は事故等の発生時における現場指揮
- カ 各課（係）との連絡調整
- キ 所管区及びブロック間の連絡調整

#### (2) 交番所長及びブロック長

- ア 当該所管区及びブロックにおける地域警察活動の企画、立案、実施
- イ 当該所管区及びブロックの地域警察官の運用調整
- ウ 現場における地域警察活動の指導監督
- エ 他の所管区及びブロックとの連絡調整
- オ 当該所管区及びブロックにおける関係機関、団体との連携
- カ 軽易な勤務変更の承認と報告

#### (3) その他の地域警察幹部

- ア 地域警察活動の主宰と必要な指示、調整、報告
- イ 活動を共にする地域警察官の現場における実践的指導監督
- ウ 勤務所管区の地域警察官の軽易な勤務変更の承認と報告

(警察署の地域警察幹部以外の幹部の職務)

第44条 警察署の地域警察幹部以外の幹部は、署長を補佐し、おおむね次の各号に掲げる区分に従いそれぞれの職務を行うものとする。

- (1) 副署長又は次長は、地域警察活動の効率的な運用を図るため、警察署内各課（係）の総合調整を行うものとする。
- (2) その他の幹部は、その所掌する事務に係る指導教養を行うものとする。
- (3) 当直長は、夜間、休日等で署地域警察幹部が不在の場合に、地域警察官の指揮監督を行うものとする。

(指導監督)

第45条 署長は、地域警察官の指導監督を行うに当たっては、自ら又は幹部に命じて、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的な活動に取り組むよう、交番等のほかその活動に従事する場所において指導監督を行わなければならない。

2 地域警察官の指導監督要領は、別に定めるものとする。

(活動評価)

第46条 地域警察幹部は、地域警察官の活動評価を行うに当たっては、表見的なもののみにとらわれることなく、地域との触れ合い活動等地道で目立たない活動の評価に努め、実務能力評価制度及び職場における個人指導実施要領へ反映させなければならない。

## 第6章 施設等の表示

(交番等の名称の表示)

第47条 交番等の名称の表示は、次のとおりとする。

- (1) 交番等 ○○警察署○○（移動、臨時）交番（駐在所）
- (2) 警備派出所 ○○警察署○○警備派出所

(警ら用無線自動車の表示)

第48条 警ら用無線自動車の表示等は、次のとおりとする。

- (1) 塗色は、車体の上部を白色、下部を黒色とする。
- (2) 表示は、鳥取県警察及び車両識別標識とする。

2 車両識別標識の表示については、別に定めるものとする。

## 第7章 補則

(管内図の掲示)

第49条 交番等には、地理案内その他執務の参考とするため、所内の見やすいところに管内図を掲示するものとする。

(資料の整理保管)

第50条 交番等の活動に必要な資料については、常に活用できるよう整理保管しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

2 交番等に備え付ける薄冊の名称及び整理保管の要領等については、別に定めるものとする。

(活動状況等の報告)

第51条 署長は、地域警察官の活動状況等を別に定めるところにより本部長に報告しなければならない。

(細則の制定)

第52条 この訓令の施行に関し必要な事項は、本部長の承認を受けて署長が別に定めるものとする。

2 前項の細則を改正しようとするときも同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

(鳥取県警察の外勤警察運営に関する訓令の廃止)

2 鳥取県警察の外勤警察運営に関する訓令(昭和52年12月鳥取県警察本部訓令第16号)は、廃止する。

(鳥取県警察の文書の管理に関する訓令の一部改正)

3 鳥取県警察の文書の管理に関する訓令(昭和48年10月鳥取県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(鳥取県警察無線電話及び無線自動車等の運用に関する訓令の一部改正)

4 鳥取県警察無線電話及び無線自動車等の運用に関する訓令(昭和45年10月鳥取県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成4年7月3日本部訓令第19号)

この訓令は、平成4年7月3日から施行する。

附 則(平成4年7月21日本部訓令第21号)

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成5年7月20日本部訓令第12号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年7月20日から施行する。

(適用除外)

- 2 第48条第1項第2号の規定は、現に各警察署等に配備されている車両には適用しない。

附 則 (平成6年12月28日本部訓令第31号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月15日本部訓令第3号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月18日本部訓令第17号)

この訓令は、平成7年12月18日から施行する。

附 則 (平成13年7月16日本部訓令第11号)

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月30日本部訓令第13号)

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月16日本部訓令第5号)

本訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日本部訓令第8号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日本部訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日本部訓令第8号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日本部訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日本部訓令第7号)

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日本部訓令第11号)

この訓令は、令和7年3月21日から施行する。

#### 別表第1 (第10条関係)

- 1 交番の勤務準則

時間		勤務時間					休憩時間	
勤務区分	拘束時間	勤務方法	巡回連絡	警ら	立番	在所・見張り		計
当番	8時30分から翌日8時30分まで (24時間)		4～6時間	6～8時間	1～2時間	3～4時間30分	15時間30分	8時間30分
日勤	8時30分から17時15分まで (8時間45分)		3～4時間	2～3時間	30分～1時間	1時間15分～2時間15分	7時間45分	1時間

注

- 1 夜間の休憩は、連続4時間以内とする。
- 2 所管区の面積、人家の分布状況等から、警らと巡回連絡を併せて行うことが効果的とみとめられるときは、「警ら・巡回連絡」という勤務方法を行うことができる。
- 3 勤務区分の略号は、次のとおりとする。

当番…A

日勤…C

## 2 駐在所の勤務準則

時間		勤務時間				休憩時間	
勤務区分	勤務方法	巡回連絡	昼警ら	夜警ら	在所		計
平日		2～5時間	1～3時間		1時間15分	7時間45分	1時間
前半夜 夜警ら日		間	間	1週間を通じて4時間～6時間 時間で、22時～翌日2時までの間に実施	分～3時間15分	45分	
後半夜 夜警ら日				1週間を通じて4時間～6時間 時間で、1時～5時までの間に実施			

注

- 1 勤務の開始及び終了時刻は、署情に応じて署長が定める。

- 2 夜警らは、22時～翌日5時までの間において、管内の実態に応じた最も効果的な時間帯に実施すること。
- 3 所管区の実態から、立番、見張りが効果的と認められるときは、在所を立番、見張りに代えることができる。
- 4 所管区の面積、人家の分布状況等から、警らと巡回連絡をあわせて行うことが効果的とみとめられるときは、「警ら・巡回連絡」という勤務方法を行うことができる。
- 5 勤務区分の略号は、次のとおりとする。

前半夜夜警ら日…A

後半夜夜警ら日…B

平日…C

### 3 自動車警ら班の勤務準則

時間		勤務時間			休憩時間
勤務区分	拘束時間 勤務方法	機動警ら	待機	計	
当番	8時30分から翌日8時30分まで (24時間)	11～13時間	3～5時間	15時間30分	8時間30分
日勤	8時30分から17時15分まで (8時間45分)	6～7時間	1～2時間	7時間45分	1時間

注

- 1 夜間の休憩は、連続4時間以内とする。
- 2 勤務区分の略号は、次のとおりとする。

当番…A

日勤…C

### 別表第2（第23条関係）

#### 事件・事故等の処理範囲の基準

区分	措置の範囲と引継ぎの時期	備考
刑事 被害届の受	1 被害届は、管轄区域のいかににかかわらず速や	被害届、参考人

事件	理	<p>かに受理すること。</p> <p>2 被害届を受理したときは、直ちにその概要を主管課に報告し指示を受けること。</p> <p>3 所管区及びブロック内の事件については、地域警察活動を通じ、捜査情報の収集を行うこと。</p>	<p>供述調書、事件発生（捜査）報告書 その他指示された書類の作成</p>
現場臨場時の措置		<p>1 現場臨場を必要とする事件を認知したときは、主管課にその概要を報告して現場臨場し、負傷者の救護、現場保存等必要な措置を講ずること。</p> <p>2 届出の受理又は現場保存等に際して、領置きすべきものがあるときは、その手続きをとること。</p> <p>3 主管課の臨場を待って事件を引継ぎ、捜査主任官の指示を受けること。</p>	<p>実況見聞調書、領置調書、押収品目録交付書、被害通報票その他指示された書類の作成</p>
被疑者の逮捕		<p>1 逮捕に当たっては、逮捕の要件と理由を確認すること。</p> <p>2 逮捕の現場で身体捜検を徹底し、証拠物、凶器等の発見に努めること。</p> <p>3 主管課の司法警察員に引致し、身柄を引継ぐこと。</p>	<p>逮捕手続書、領置（差押）調書押収品目録交付書その他指示された書類の作成</p>
犯罪情報の取扱い		<p>1 犯罪の端緒を得たときは、主管課に電話等により速報し、事後速やかに書面報告すること。</p> <p>2 一般及び犯罪情報を入手したときは、書面又は電話等で速やかに主管課に報告すること。</p>	<p>捜査報告書の作成</p>
地域警察官が被疑者を特定したときの取扱い		<p>1 微罪処分対象事件及び一定範囲の司法警察職員捜査書類簡易書式例対象事件（以下「簡易書式例等対象事件」という。）の被疑者を特定したときは、署地域警察幹部に電話等で速報し、指揮を受けて必要な捜査をすること。</p> <p>なお、簡易書式例等対象事件の処理要領については、別に定めるものとする。</p> <p>2 1以外の事件の被疑者を特定したときは、主管課に電話等により速報し、指示を受けること。</p>	<p>微罪処分手続書、送致に必要とする司法警察職員捜査書類簡易書式例書類、捜査報告書その他指示された書類の作成</p>

少年 事件	街頭補導の 措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場での注意、助言でたりる事案は、その場で措置すること。</li> <li>2 その他の措置が必要な事件は、主管課に報告して指示を受けること。</li> </ol>	<p>○ 引継ぎが終っても主管課の要請があったときは、継続して処理等に当たること。</p> <p>○ 軽微な事件・事故として処理したものであっても、主管課の指示があったときは、所定の書類を作成すること。</p>
交通 事故 事件	交通事故の 措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故を認知したときは、その概要を主管課に報告して現場臨場し、負傷者の救護、現場保存等必要な措置を講ずること。</li> <li>2 単純軽微な物損事故は、主管課の指示を受けて措置すること。</li> <li>3 人身事故は、主管課の臨場を待って事件を引継ぎ、捜査主任官の指示を受けること。</li> </ol>	
	法令違反の 措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法令違反の程度が軽微で具体的な危険性がなく、かつ、他の交通に迷惑を及ぼさないものについては、現場で注意、指導する。</li> <li>2 検挙又は告知した場合は関係書類を作成し、主管課に引継ぐこと。</li> </ol>	
要保 護事 件	保護・救護 等の措置	自殺企図者、精神障害者、でい酔者、行方不明者、行旅病人、負傷者等要保護者を発見したときは、応急の救護措置をとった後、その概要を主管課に報告して指示を受けること。	
変死 変傷 事件	死体見分等 の措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出を受理したときは、その概要を主管課に報告して現場に臨場し、現場保存等必要な措置を講ずること。</li> <li>2 主管課の臨場を待って事件を引継ぎ、事後の措置について捜査主任官の指示を受けること。</li> </ol>	
災害 事故	火災、水難 等の措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 異常気象を現認又は通報を受けたときは、その概要を主管課に速報し、指示を受けること。</li> <li>2 急を要するときは、直ちに住民に対し避難誘導、救護等の措置あるいは立入禁止等の危害防止措置をとった後、その状況を主管課に報告して指示を受けること。</li> </ol>	